

【平成 29 年度長野県障がい者相談支援従事者研修募集要項】
平成 29 年度長野県障がい者相談支援従事者
初任者研修の受講者を募集します
(必ず全てお読みください。)

当協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱（平成 24 年 1 月 17 日付 23 障第 531 号）」の第 10 及び第 11 に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

1 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得や、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上と養成を図ることを目的とする。

2 対象者

「指定相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所」（行政機関、医療機関、教育関係等も含む）において、相談支援専門員として配置しようとする者等。

(原則として、実務経験 4 年以上の方を対象といたします。)

※実務的に計画相談を進めるために、上記の方を優先させていただきますので、ご了承ください。

※県内の事業所に所属されている方の受講を優先させていただきます。

3 カリキュラム

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

科 目	時間数
1 障害者総合支援法の概要及び相談支援従事者の役割に関する講義	
障害者総合支援法の概要	1.5
相談支援事業と相談支援専門員	3.5
障害者総合支援法における個別支援計画の作成	1.5
2 ケアマネジメントの手法に関する講義	
障害者ケアマネジメント（概論）	2
ケアマネジメントの展開	6

3 障害者の地域支援に関する講義	
障害者の地域生活支援	1.5
相談支援における権利侵害と権利擁護について	1.5
地域自立支援協議会の役割と活用	3
4 ケアマネジメントプロセスに関する演習	
実習ガイダンス・演習Ⅰ・演習Ⅱ・演習まとめ	11
合 計	31.5

※講師は、国が開催する障害者相談支援従事者指導者養成研修会を受講した者を中心に、当協会が適切と判断した者とする。

4 開催日程（予定）

内 容	会場及び日程	
相談支援従事者 初任・講義 研修番号 1702	●松本市浅間温泉文化センター （長野県松本市浅間温泉 2 丁目 6 番 1 号） 平成 29 年 6 月 15 日（木）、7 月 6 日（木）、7 日（金）	
相談支援従事者 初任・演習 （2 会場にて実施）	長野会場（研修番号 1702-1） ●長野県自治会館 長野市大字西長野字加茂北 143-8 平成 29 年 7 月 19 日（水）、20 日（木）	松本会場（研修番号 1702-2） ●松本市浅間温泉文化センター 長野県松本市浅間温泉 2 丁目 6 番 1 号 平成 29 年 8 月 1 日（火）、2 日（水）
受付：午前 8 時 30 分～午前 9 時 研修・演習：午前 9 時 ～ 午後 5 時まで（予定）		

5 受講の申込み及び決定

[受講申込書 別紙（様式第 1 号）](#) に、ご記入の上申し込みください。

平成 29 年 5 月 27 日（着厳守） までに

当協会あてに、FAX かメールか郵送で申し込んでください。

（FAX・メールは、当日午後 6 時までにお願ひします。

郵送の場合は、当日消印まで有効です。）

（個人情報のため、申し込みの際は、受講希望者ご本人から FAX かメールか郵送での申し込みについてご了承を得た上で、お申込みください。）

申込専用 FAX : 026-213-7345

申込専用 e-mail : sshc7345-db@mx1.avis.ne.jp

※e-mail での添付ファイルは、Word・PDF 形式に限らせていただきます。
その他のファイル形式は、内容を確認せず破棄しますのでご了承ください。

※受講定員 : 250 名

【長野会場定員 : 100 名・松本会場定員 : 150 名】

(定員数になり次第締め切ります!)

様式類・学則・日程・地図等は下記のホームページをご参照の上、ダウンロードしてください。

<http://nagano-ssk.jp/>

【申し込み郵送先・問合せ先】

〒381-0034 長野市高田 941-5 (社福 信濃の星 高田センター内)
特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 事務局 あて

TEL : 026-225-9010 FAX : 026-225-9011 (AM10:00~PM5:00)

E-mail : nagano-s_s_a@email.plala.or.jp

研修専用携帯 : 080-6932-7844 (担当 : 米山)

受講の可否は、郵送にてご通知いたします。(通知は、推薦事業所に送付いたします。)

ただし、申込時の不備や申込締め切り後に申し込まれた方は、受講できないことがありますのでご了承ください。
(※受講の可否について、申し込みの不備等ない場合は、原則受講できます。なお、受講決定通知について、6月9日までに届かない場合は、ご連絡ください。)

また、申し込まれた方の会場希望に関して、なるべく希望に添えるようにいたしますが、会場の都合により、希望会場を変更していただく場合があります。

6 受講料

●相談支援従事者初任者研修 (講義・演習合計 5 日間)

非会員 ¥ 20, 000 円

正会員 (29 年度) ¥ 18, 000 円

賛助会員 (29 年度) ¥ 18, 000 円

但し、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者が負担してください。

7 支払い方法（受講料）

- 受講の可否の通知に、請求書を同封しますので、請求書の内容をご確認の上、指定の締め切り期日までに、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- ご本人確認のため受講ナンバーを交付します。お振込の際にご記入いただきます。
- 記入漏れ等がある場合には、受理できませんのでご注意ください。
- 会員の方は、送付する申込書に会員番号を記入してください。

8 修了証

後日、修了者に対して、氏名等必要事項を記載した修了証を交付します。

9 その他

- (1) 理由の如何に関わらず、研修開始から 15 分以上遅刻した場合は欠席とします。
- (2) 学習意欲が著しく欠け終了の見込みがないと判断される者、研修の秩序を乱し受講生としての本分に反した者等は受講を取り消すことがあります。

※会場地図・カリキュラムは、決定通知書送付時に同封いたします。

※以上、要項をお読みいただき、お申し込みください。